

第7号議案 令和5年度（2023年度）町田市一般会計予算の修正案

令和5年度（2023年度）町田市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「168,426,481千円」を「167,613,954千円」
に改める。

第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為及び第3表地方債の表の一部を次のよう
に改める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	原 案 額	修 正 額		修正後金額
			増	減	
16. 都支出金		25,141,463	—	50,000	25,091,463
	2. 都補助金	13,062,786	—	50,000	13,012,786
19. 繰入金		5,664,594	—	232,431	5,432,163
	2. 基金繰入金	5,589,529	—	232,431	5,357,098
21. 諸収入		3,060,220	—	96	3,060,124
	6. 雑入	2,238,749	—	96	2,238,653
22. 市債		7,174,000	—	530,000	6,644,000
	1. 市債	7,174,000	—	530,000	6,644,000
歳 入 合 計		168,426,481	—	812,527	167,613,954

歳 出

単位：千円

款	項	原 案 額	修 正 額		修正後金額
			増	減	
8. 土木費		15,722,196	—	69,000	15,653,196
	3. 都市計画費	9,601,718	—	69,000	9,532,718
10. 教育費		15,223,936	—	743,527	14,480,409
	2. 社会教育費	3,165,125	—	743,527	2,421,598
歳 出 合 計		168,426,481	—	812,527	167,613,954

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額	修正内容
芹ヶ谷公園擁壁設置事業	令和5年度から 令和6年度まで	72,000	削除
芹ヶ谷公園“芸術の杜”パーク ミュージアム・(仮称)国際工 芸美術館整備事業	令和5年度から 令和7年度まで	2,753,568	削除
芹ヶ谷公園“芸術の杜”パーク ミュージアム整備運営事業	令和5年度から 令和20年度まで	10,341,270	削除

第3表 地方債

単位：千円

起 債 の 目 的	原 案 額	修 正 金 額		修正後金額 (修正内容)
		増	減	
都市計画公園整備事業	811,000	—	36,000	775,000
(仮称)国際工芸美術館整 備事業	494,000	—	494,000	削除
計	7,174,000	—	530,000	6,644,000

予算修正の説明

1. 第1条第1項中、歳入歳出予算の額168,426,481千円から歳入歳出それぞれ812,527千円を減額し、167,613,954千円とする。
2. 第1表歳入歳出予算の歳入、款16.都支出金、項2.都補助金13,062,786千円のうち、目8.教育費都補助金の子ども・長寿・居場所包括補助事業費《文化振興課》50,000千円を削除し、13,012,786千円とする。
3. 第1表歳入歳出予算の歳入、款19.繰入金、項2.基金繰入金5,589,529千円のうち、目1.基金繰入金の財政調整基金繰入金《財政課》3,467,735千円から232,431千円を減額し、5,357,098千円とする。
4. 第1表歳入歳出予算の歳入、款21.諸収入、項6.雑入2,238,749千円のうち、目5.雑入の教育費雑入1,034,237千円から講習会等参加費《文化振興課》96千円を削除し、2,238,653千円とする。
5. 第1表歳入歳出予算の歳入、款22.市債、項1.市債7,174,000千円のうち、目5.土木債の都市計画公園整備事業《公園緑地課》811,000千円から36,000千円を減額、目7.教育債の（仮称）国際工芸美術館整備事業《文化振興課》494,000千円を削除し、6,644,000千円とする。
6. 第1表歳入歳出予算の歳出、款8.土木費、項3.都市計画費9,601,718千円のうち、目8.公園緑地費の都市公園費2,312,948千円から、剪

定・除草委託料 21,000千円、整備工事費 48,000千円を減額し、9,532,718千円とする。

7. 第1表歳入歳出予算の歳出、款10. 教育費、項2. 社会教育費 3,165,125千円のうち、目2. 文化振興費の（仮称）国際工芸美術館整備費 743,527千円を削除し、2,421,598千円とする。
8. 第2表債務負担行為の事項から芹ヶ谷公園擁壁設置事業、芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム・（仮称）国際工芸美術館整備事業、及び芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備運営事業を削除する。
9. 第3表地方債の限度額 7,174,000千円のうち、都市計画公園整備事業の限度額 811,000千円から 36,000千円を減額、（仮称）国際工芸美術館整備事業の限度額 494,000千円を削除し、6,644,000千円とする。